

新潟不惑ハーフブラックス規約

(ハーフブラックス規約)

第一条 (名称および所在地)

本会は「新潟不惑ハーフブラックス」と称する (略称を「ハーフブラックス」とする)
本会事務局所在地は会長宅とする。 但し、会計にかかる所在地は会計宅とする。

第二条 (目的)

本会の目的は40歳以上のラグビー愛好者の親和を図ることにある

第三条 (事業)

本会は目的達成のために次の事業を行う

- 1、 本会会員が参加するラグビーフットボールの練習
- 2、 本会会員が参加するラグビーフットボールの試合
- 3、 幼年および少年ラグビーフットボールプレーヤーの育成・指導
- 4、 集会・その他目的達成に必要な事項

第四条 (会員資格)

本会の趣旨に賛同し、別途定める年会費を納入したことをもって会員とする

一般会員 新潟県内に在住する者

県外会員 新潟県外に在住する者

女性会員 女性で本会事業に参加する者

休部会員 会員資格を有し、一時的に本会事業に参加できない者

特別会員 本会幹事会において特別な事情を認められた者

第五条 (役員)

本会の役員および役員の選出、ならびに任務は次のごとく定める

- 1、 会 長 1名 会員互選
本会を代表して事業を総括する
本会の事務局となる
- 2、 副会長 若干名 会員互選
会長を補佐し事業を代行し得る
- 3、 幹事長 1名 会員互選
会長を補佐し本会の運営にあたる
必要に応じ幹事会を招集し本会の運営にあたる
- 4、 副幹事長 若干名 会員互選
幹事長を補佐し本会の運営・広報にあたる

5、主 務 1 名 会員互選

本会の事務全般を統括し本会の運営にあたる

6、副主務 若干名 会員互選

主務を補佐し本会の運営にあたる

7、主 将 1 名 会員互選

本会会員が参加するラグビーフットボールの練習および試合を主幹し、その運営にあたる

8、副主将 若干名 会員互選

主将を補佐し主将の任務を代行し得る

9、会 計 1 名 会員互選

本会の会計事務を総括し本会の運営にあたる

10、副会計 若干名 会員互選

会計を補佐し本会の運営にあたる

11、役員会は、本会の事業達成のために必要に応じて開催し、総会に準じた資格を得る
その召集は会長が行う

第六条（幹事、その他役員）

本会に幹事を若干名置くことができる

幹事は幹事長を補佐し本会運営にあたる

幹事の選任は役員会において決定する

必要に応じて、その他の役員を置くことができる（監督、コーチ、広報など）

その任務と選任は役員会において決定する

第七条（顧問）

本会に顧問を若干名置くことができる

顧問の選任は役員会において決定する

第八条（役員の任期）

本会の役員の任期は2年とし再任は妨げない

第九条（総会）

本会の定期総会は、年1回とし会長が招集する。必要に応じて臨時総会を開催できる
総会の議案は出席者の過半数の賛成で成立する

第十条（運営費用）

本会の運営費は別に定める会費および寄付金、その他による

第十一条（弔慰金）

本会会員がご逝去された場合、弔電を送り別途定める弔慰金を贈呈する

第十二条（パンツの贈呈）

本会は数え年で下記の該当年齢に達した者に下記に定める色のパンツを贈呈する

60歳：赤 70歳：黄 80歳：紫 90歳：金

第十三条（除名）

以下の者を本会会員から除名する。 但し、その決定は役員会で行う

- 1、 本会の目的に反し著しく本会の事業を妨げた者
- 2、 会費を納入しなかった者

第十四条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる

第十五条（規約の改廃）

本会の規約改定は総会で行い、出席者の2／3以上の賛成で成立する

別に定める規定の改廃は役員会で行ない、出席者の2／3以上で成立する

平成29年2月制定

令和04年2月改定